

協議第20号

一般職の職員の身分の取扱いについて（協定項目9）

大平町・岩舟町・藤岡町3町合併後の新市における一般職の職員の身分の取扱いについて、別紙資料に基づき協議に付する。

平成16年1月21日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会長 鈴木俊美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会の調整内容

協 議 事 項	9 一般職の職員の身分の取扱い	関 係 項 目
調整の内容	1 3町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 3 職員の職名及び任用要件については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し統一を図る。 4 職員の給与については、現行の給与額を参考に、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一を図る。	

現況（平成15年4月1日現在）

項 目	大平町		岩舟町		藤岡町		備 考
	条例定数	実配置	条例定数	実配置	条例定数	実配置	
職員の定数及び職員数（カッコ内は兼任）							
1．町長の事務部局	180	172	139	136	150	148	
2．議会の事務部局	3	3	3	2	2（2）	2（2）	
3．選挙管理委員会の事務部局	（9）	（9）	（7）	（7）	（6）	（4）	
4．監査委員の事務部局	（2）	（2）	（1）	（1）	（2）	（2）	
5．農業委員会の事務部局	3	3	4	4	4	4	
6．教育委員会の事務部局（学校及びその他の教育機関の職員を含む）	44	35	48（3）	39（1）	55	40	
7．水道事業に従事する職員	10	9	9	8	8	7	
合 計	240	222	203	189	219	201	

現況（平成15年4月1日現在）

大平町	岩舟町	藤岡町	備考
<p data-bbox="344 328 528 357">[職員の種類]</p> <p data-bbox="183 400 297 429">事務職員</p> <p data-bbox="212 440 689 541">課長、局長、課長心得、課長補佐、主幹、副主幹、係長、主査、主事、主事補、技師補、保健師、保育士</p> <p data-bbox="183 659 353 687">技能労務職員</p> <p data-bbox="212 699 689 764">自動車運転手、清掃作業員、道路工手、調理員、用務員</p>	<p data-bbox="882 328 1066 357">[職員の種類]</p> <p data-bbox="714 400 828 429">事務職員</p> <p data-bbox="743 440 1220 541">課長、局長、室長、主幹、係長、主査、主事、技師、主事補、技師補、保健師、保育士</p> <p data-bbox="714 659 884 687">技能労務職員</p> <p data-bbox="743 699 1220 764">技師、技手、清掃員、調理員、用務員、ホームヘルパー</p>	<p data-bbox="1429 328 1612 357">[職員の種類]</p> <p data-bbox="1261 400 1375 429">事務職員</p> <p data-bbox="1290 440 1767 541">課長、局長、室長、所長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、主査、主事、主事補、保健師、保育士</p> <p data-bbox="1261 659 1431 687">技能労務職員</p> <p data-bbox="1312 699 1621 727">運転手、調理員、用務員</p>	

現況（平成15年4月1日現在）

大平町	岩舟町	藤岡町	備考
<p>給料表 一般行政職 8 級制 技能労務職 5 級制</p> <p>支給日 給料 毎月 15 日 期末勤勉手当 6 月 30 日、12 月 10 日</p> <p>初任給（一般行政職） 大卒 1 級 8 号給 短大 1 級 6 号給 高校 1 級 4 号給</p> <p>級別職務分類（一般行政職）</p> <p>1 級 主事補、技師補 2 級 主事、技師 3 級 困難な業務を分掌する主事、技師 4 級 係長 主査 5 級 困難な業務を分掌する係長、主査 6 級 主幹 重要な業務を分掌する係長 7 級 課長等 困難な業務を所掌する主幹 8 級 重要な業務を所掌する課長等</p>	<p>給料表 一般行政職 8 級制 技能労務職 6 級制</p> <p>支給日 給料 毎月 15 日 期末勤勉手当 6 月 15 日、12 月 10 日</p> <p>初任給（一般行政職） 大卒 1 級 7 号給 短大 1 級 5 号給 高校 1 級 3 号給</p> <p>級別職務分類（一般行政職）</p> <p>1 級 主事補、技師補 2 級 主事、技師 3 級 困難な業務を分掌する主事、技師 主査 4 級 困難な業務を分掌する主査 係長 5 級 困難な業務を分掌する係長 主幹 6 級 困難な業務を分掌する主幹 課長 7 級 困難な業務を分掌する課長 8 級 重要な業務を分担する課長</p>	<p>給料表 一般行政職 8 級制 技能労務職 5 級制</p> <p>支給日 給料 毎月 15 日 期末勤勉手当 6 月 30 日、12 月 10 日</p> <p>初任給（一般行政職） 大卒 1 級 7 号給 短大 1 級 5 号給 高校 1 級 3 号給</p> <p>級別職務分類（一般行政職）</p> <p>1 級 主事補、技師補 2 級 主事、技師 困難な事務を分掌する主事補、技師 補 3 級 主査 困難な事務を分掌する主事、技師 4 級 係長 困難な事務を分掌する主査 5 級 課長補佐、副主幹 困難な事務を分掌する係長 6 級 課長、出先機関の長 主幹 困難な事務を分掌する課長補佐 7 級 課長、出先機関の長 困難な事務を分掌する主幹 8 級 課長、出先機関の長</p>	